

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月19日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第72号

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則第1条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第4条」に改め、同条第2号中「移動円滑化された」を「移動等円滑化された」に、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成12年運輸省・建設省令第10号）」を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（平成18年国土交通省令第111号）」に、「移動円滑化基準」を「公共交通移動等円滑化基準」に改める。

別表第1第13号中「移動円滑化された」を「移動等円滑化された」に改める。

別表第2 1各階平面図の項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第18条第1項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15第1項」に改め、同表2配置図の項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第4項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第5号」に、「移動円滑化基準」を「公共交通移動等円滑化基準」に改める。

別表第3 1 15の項中「身体障害者等」を「障害者等」に改め、同表32の項

中「移動円滑化基準」を「公共交通移動等円滑化基準」に、「第16条及び第17条」を「第17条及び第18条」に改め、同表2 1の項から5の項まで及び13の項並びに同表2備考1(3)及び(5)並びに2中「身体障害者等」を「障害者等」に改め、同表3 6の項中「移動円滑化された」を「移動等円滑化された」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第13条第2項第6号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成18年12月20日から施行する。

(都市計画局建築指導部審査課)